

国産医療用ロボット等革新的医療機器の
統合型研究開発・創出拠点 施設整備
改修設計・工事
別添資料1 業務仕様書（案）

平成 29 年 2 月 8 日

公益財団法人 神戸国際医療交流財団

目次

第1章 総則.....	1
第1節 基本事項.....	1
第1 適用.....	1
第2 工事概要.....	1
第3 請負代金内訳書等.....	3
第2章 設計監理業務・改修工事業務.....	3
第1節 共通事項.....	3
第1 一般事項.....	3
第2 提出書類.....	5
第2節 設計業務.....	5
第1 設計業務仕様.....	5
第2 成果物、提出部数等.....	7
第3 設計業務の検査・引渡し.....	12
第3節 施工業務.....	12
第1 業務条件等.....	12
第2 検査・引渡し.....	17

第1章 総則

第1節 基本事項

第1 適用

国産医療用ロボット等革新的医療機器の統合型研究開発・創出拠点 施設整備改修設計・工事 業務仕様書（以下、「本書」という。）は、公益財団法人神戸国際医療交流財団（以下、「財団」という。）が発注する「国産医療用ロボット等革新的医療機器の統合型研究開発・創出拠点施設整備改修設計・工事（以下、「本工事」という。）」に適用する。

第2 工事概要

1. 名称

国産医療用ロボット等革新的医療機器の統合型研究開発・創出拠点施設整備改修設計・工事

2. 敷地概要

(1) 工事場所

伊藤忠メディカルプラザ 1階及び3階
〒650-0047 神戸市中央区港島南町1-6-4

(2) 敷地規制

- 1) 敷地面積 1000.01 m²
- 2) 用途地域 商業地域
- 3) 建ぺい率 80.00%
- 4) 容積率 400.00%

(3) 概況

工事場所は、財団が所有する伊藤忠メディカルプラザ（IMP）の1階と3階である。

敷地周辺には、病院、研究所等が配置され、騒音対策や安全管理など十分な配慮が必要である。

また、他フロアにはテナントが入居しているため、業務継続に支障なきよう財団と連絡・協議すること。

施設の内容は下記の通りとする。

機能（室名）	仕様	備考
1 階		
高度医療対応型動物実験室	動物実験が可能な手術室の要件を備えたラボ。 各種医療機器、手術台、コンソール、附属品を設置し、手術環境下での設置状況や稼働域などを確認する。 また、最大 3 台の手術台を設置し、医療機器開発及び手術手技のトレーニング等を行う。	
実験室附属室	更衣室（男女）トイレ（男女）シャワー室（男女） 器材室、消毒・滅菌室、前室（風除室兼用） 外部からの直接の出入り口を設ける。	
開発機器評価室	企業が開発した機器の最終試作機を実際の臨床現場に近い環境下で評価できる仕様を備えたドライラボ	
要素技術開発室	企業が初期段階の技術（要素技術）を開発できる仕様を備えたドライラボ	
倉庫	開発する医療機器の材料、パーツ、検査設備などを保管する。	
エントランスホール	本施設の機能がわかりやすく紹介できるイメージとし、小規模な展示スペースを有する。	
3 階		
財団事務室	現在 1 階にある財団事務室を移設する。 事務室（机 6 セット）小会議室で構成する。	
情報交流室	コミュニケーションを継続するための“場” ドライラボによるトレーニングが行え、同時に講義ができるようにする。講義形式では最大 2 室のクラス編成ができることとし、稼働間仕切りで自由に区分けできるようにする。 必要な映像・音響設備を備える。	

3. 対象業務

(1) 業務範囲

本工事の対象業務は、次の業務とする。尚、各工事に必要な各種申請及び検査手続きは適切に行うこと。

	業務名	設計監理業務	施工業務
1)	改修設計・工事監理業務（事前調査含）	○	○
2)	解体工事	○	○
3)	本体工事	○	○

(2) 設計業務の概要

設計業務とは、建築工事（サイン工事を含む。）、電気設備工事及び機械設備工事の改修設計を指す。

設計業務の内容は、本書の他、国土交通省告示第十五号 建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）第二十五条の規定に基づき、建築士事務所の開設者がその業務に関して請求することのできる報酬の基準 別添 1 内の設計に関する標準業務に基づくものとする。

(3) 施工業務の概要

施工業務は財団側に承認を受けた、設計図書一式を忠実に実行する。

4. 設計・施工期間

契約の翌日から平成 30 年 2 月 28 日まで（予定）

ただし、本工事の設計業務の完了目途は、平成 29 年 6 月末とする。

第3 請負代金内訳書等

1. 請負代金内訳書の提出

請負者は、契約締結後速やかに、設計・監理業務及び工事費の内訳を記した請負代金内訳書を契約書及び契約約款に則して作成し、財団に提出すること。

2. 工事費内訳書の提出

(1) 請負者は、設計業務完了後、工事着工前に成果品に基づき工事費内訳書を財団に提出し承認を受けること。

(2) 財団は、承諾した工事費内訳書を部分払、設計変更等の算定に用いる。

第2章 設計監理業務・改修工事業務

第1節 共通事項

第1 一般事項

1. 関連法令等の遵守

本工事にあたっては、契約書、公益財団法人神戸国際医療交流財団契約規程、建設業法、都市計画法、建築基準法、消防法、電気事業法、水道法、下水道法、労働安全衛生法、兵庫県条例、神戸市条例その他関連法令等を遵守すること。

2. 適用基準

本書に記載のない事項については、適用基準図書の基準による。適用基準図書は最新のものを適用すること。

3. 基本条件

本書示す仕様、性能及び水準を満たすこと。

ただし、次に該当する場合で、財団と協議の上行う変更を除く。

- (1) 財団の指示による計画の変更
- (2) 構造材・仕上げ材・設備機器等の相互間の納まりによる軽微な変更
- (3) VE提案による変更
- (4) 官公庁の指導による変更

4. 優先順位

本書の優先順位は次のとおりとする。

- (1) 本書
- (2) 特記仕様書・特記仕様材料表
- (3) 設計図
- (4) 国土交通省公共建築改修工事標準仕様書（建築、電気、機械）

5. 業務体制図の提出

請負者は契約後ただちに設計者（設計・監理に関わる設計者及び工事監理者）、施工者（建設工事に携わる現場代理人、監理技術者、施工担当者等）を記載した業務体制図を提出すること。

6. 関係官公署等への届出手続等

- (1) 本工事に必要な関係官公署その他関係機関への協議、報告、各種許認可、申請業務及び届出手続等（開発行為変更申請及び申請に伴う説明会を含む。）は請負者が代行する。
- (2) 関係官公署等への届出手続等にあたっては、届出内容等について、あらかじめ財団に報告し確認を受けること。
- (3) 関係官公署等への届出手続等に係る必要なすべての費用は、請負者の負担とする。
- (4) 請負者は、関係官公署等と協議等を行った場合は、速やかに協議記録を作成し、財団に提出すること。
- (5) 本工事にかかる確認申請書等及び建築物等の完了検査が必要になった場合については、請負者の負担により責任をもって対応する。
- (6) 竣工図（完成図）は請負者が既存竣工図を訂正するか、または新規に作成する。
- (7) その他、本工事に関連して財団が必要とする官公署との協議、許認可取得に

かかる折衝、書類作成等につき財団の指示で作業を行うこと。

7. 予定工程表等

- (1) 請負者は、契約締結後、設計業務着手から施工業務完成までの予定工程表を財団に提出すること。
- (2) 請負者は、提出した予定工程表を変更する必要がある場合は、財団に報告するとともに、業務に支障がないよう適切な措置を講じること。

8. 関連業務

- (1) 本業務に関連するシステム・機材設置について請負者は財団と機器設置計画の策定に協力すること。また、本工事で設置を行う場合はその業務を支援すること。

9. 別途工事等に係る注意事項

- (1) 請負者は、財団が発注する業務と密接に関係する別途工事について、その工事が円滑に施工できるよう協力すること。
- (2) 医療機器・什器・備品工事に伴う据付のための基礎工事、下地補強工事等について設計業務・施工業務の中で遺漏のないようにすること。
- (3) 財団は、別途工事の内容及び図面等を必要に応じて請負者に対して通知又は貸与する。

第2 提出書類

1. 提出書類

- (1) 請負者は、財団が指定した様式により、関係書類を遅滞なく提出すること。
- (2) 財団で様式を指定していないものは、請負者において様式を定めること。

第2節 設計業務

第1 設計業務仕様

1. 共通仕様書の適用

本書に記載されていない事項は、「官庁営繕：公共建築設計業務委託共通仕様書」（以下、「共通仕様書」という。）による。

2. 設計業務の内容及び範囲

(1) 標準業務の範囲

- 1) 建築（構造）設計
- 2) 電気設備設計
- 3) 給排水衛生設備設計
- 4) 空気調和・換気設備設計

(2) 特別業務の内容及び範囲

- 1) 透視図作成（内観2面）
- 2) 現地調査・各種調査

3. 業務の実施

(1) 一般事項

設計業務は、提示された設計と条件及び適用基準等によって行うこと。

(2) 業務計画書

- 1) 請負者は業務計画書を作成し、財団に提出し承認を得るものとする。
- 2) 業務計画書には以下の事項を記載すること。
 - ① 実施計画
 - ② 管理技術者・担当技術者等一覧表
 - ③ 請負者は業務計画書を変更する場合は理由を明確にし、その都度、財団と協議し必要に応じて変更業務計画書を提出し承認を受けること。

(3) 打合せ及び記録

打合せは次の時期に行い、速やかに記録を作成し、財団に提出すること。

- 1) 業務着手時
- 2) 財団が必要と認めた時
- 3) その他

(4) 資料の貸与及び返却

貸与資料	摘要
<ul style="list-style-type: none"> ・ 既存建物完成図 ・ 既存建物確認申請図書（副本） 	

- ・ 貸与場所（公益財団法人神戸国際医療交流財団） 貸与時期（契約締結後）
- ・ 返却場所（公益財団法人神戸国際医療交流財団） 返却時期（業務完了時）

(5) 成果物の提出場所（公益財団法人神戸国際医療交流財団）

(6) 設計の点検

請負者は財団から設計図書の点検を受けること。

4. その他の注意事項

- (1) 請負業務を担う設計者及び施工者は役割を明確に分け、設計者の自立性の確保に努めること。
- (2) 一度承認された設計図書の内容を変更しようとする場合は財団の承認を得ること。
- (3) 設計終了時点で提出される工事費見積内訳書の金額は、財団からの追加変更要望（軽微変更は除く）を除き、計画変更合意時の金額を上回らないものとする。尚、大幅な変更要望が生じた場合にも、財団との協議のうえ、VE等を導入し、同金額内で計画を遂行するよう努めること。
- (4) ホルムアルデヒド等の VOC 対策については、使用材料等を十分に吟味して選定し、施工時の通風、換気を行い室内に発散した化学物質を室外に放出させること。

第2 成果物、提出部数等

本業務では紙の原図は必要ないが、PDF 形式のデータにより、成果物が印刷可能なこと。

1. 基本設計

成果物等	原図	陽画焼	製本形態	摘要
(1) 建築概要書 (2) 電気設備概要書 (3) 空調・衛生設備概要書 (4) 工事費概算書 (5) 打合せ記録 (6) その他必要図面、資料 (7) CADデータ等の電子データ	各1部 (PDF) 一式	各3部	A3版	CD-R等

2. 実施設計

(注)：資料の大きさ

- ・ 報告書等 A 4 版
- ・ イメージパース A 3 版

(注)：電子データ

- ・ Microsoft Word・Excel、PDF を原則とし、図面などは財団と協議すること。
- ・ C A D データは原則として DWG 及び DXF フォーマットとし、1 図面 1 ファイルとすること。

第3 設計業務の検査・引渡し

1. 請負者は、設計業務完了後、速やかに完了通知を提出し、検査を受けること。
また、請負者は、検査に先立ち財団の下検査を受け、指示に従うこと。
なお、建築基準法に基づく確認申請が必要と判明した場合は速やかに財団と協議を行うこと。
2. 検査を行う場所及び日時は、請負者からの設計業務完了届による業務完了通知がなされた後、財団が設計業務に係る検査を行うものとして定めた職員（以下、「検査員」という。）が決定する。検査実施日等は当該通知を受けてから 10 日以内とする。
3. 請負者は、検査に合格しなかった場合、直ちに修補して再度、実施設計業務完了届を提出し、検査員による検査を受けなければならない。この場合、検査実施日等は、前記の規定を適用する。
4. 請負者は、検査合格後直ちに成果物の引渡しを行うものとする。
5. 請負者は、成果物の写しを業務完了後 15 年間保存すること。ただし、財団が保存の必要がないとして指示した場合は、この限りではない。

第3節 施工業務

第1 業務条件等

1. 基本条件
 - (1) 請負者は、財団と十分打合せのうえ工事を進めること。
 - (2) 請負者は、工法、材料、製品等について、その品質、工期及び安全性等の検討を十分に行うこと。また、その工法等が特殊である場合は、あらかじめ財団と協議し、承認を受けること。
 - (3) 請負者は、施工業務内容に疑義が生じた場合は速やかに財団と協議しなければならない。
 - (4) 建築、電気及び機械等の各工種間で、相互の工事内容について十分打合せ及び調整を行うこと。かつ請負者は各医療機器設備工事及びテナント工事との

調整を十分行うこと。

- (5) 請負者は、必要に応じて関係官公署等と十分打合せを行うこと。
- (6) 請負者は、適切な工程を計画すること。
- (7) 入居テナント、財団関係者等に対しての工事説明を行うこと。
- (8) 請負者は、安全管理、災害の防止及び周辺環境の保全等に十分配慮すること。

2. 工事着工日

- (1) 着工日は契約書による。
- (2) 請負者が提出する「着工届」には上記の着工日を記載すること。「着工届」の受領をもって、工事着工を可能とする。ただし、造成工事又は仮設工事等で、財団の承認を得た場合はこの限りではない。

3. 施工条件

(1) 作業日時等

- 1) 作業時間帯は、原則として 8:00～18:00 とする。
- 2) 建物内テナントの執務時間に重なる騒音や、振動を伴う作業は財団及びテナントと協議の上、テナント執務時間外に行うことも可能とする。
- 3) 工事監理者の立会日及び検査日は、原則として平日とする。
- 4) 上記で作業を認めている期間及び日時においても、財団の指示により、作業日時等を制約することがある。その場合には請負者はこれに従わなければならない。

4. 監理技術者及び施工担当者

- (1) 請負者は、施工業務の遂行にあたり、本業務専任の監理技術者及び施工担当者を選定すること。

(2) 監理技術者

- 1) 請負者は、選定した建設業法第 26 条第 2 項に定める監理技術者の氏名、住所及び経歴等を書面により財団に提出すること。

5. 施工体制

請負者は、建設業法第 24 条の 7 第 1 項の規定により、施工体制台帳を作成し、工事現場に備えるとともに、写しを財団に提出すること。また、施工体系図を工事関係者が見やすい場所に掲示すること。

6. 業務連絡網

請負者は、財団担当者への緊急連絡先などの連絡網を構成すること。

7. 施工状況の確認

- (1) 財団が要請した場合、請負者は工事施工の事前説明及び事後報告を行うこと。工事監理者は必要に応じて、工事現場において施工の確認を行うものとする。請負者はこれに協力すること。
- (2) 請負者は工事出来高及び工事進捗状況の工事写真を添付した工事報告書を毎月1回提出すること。

8. 工程会議

請負者は、各種工事施工業者と工程等について協議検討するため、原則として隔週ごとに1回、設計者を含めて工程会議を行うこと。

9. 作業範囲

- (1) 作業範囲等については財団の承認を受けること。また、隣接する国際医療開発センター(IMDA)の敷地利用については、財団の調整業務に協力すること。
- (2) 資材置場は作業範囲内に確保し、資材等は引渡し完了するまですべて請負者の責において管理すること。
- (3) 作業範囲外で工事車両の駐車場所が必要となる場合は、請負者の負担で別途駐車場を借用する等対応すること。

10. 工事保険等

- (1) 請負者は、工事目的物及び工事材料(支給材料を含む。)等を対象とする建設工事保険及び請負業者賠償責任保険等に加入し、その証書の写しを財団に提出すること。
- (2) 建設工事保険の保険金額は、本工事の契約額もしくは本工事の契約額のうち財団が施工業務に係る費用であると認められた金額を保証できるものとする。
- (3) 保険期間は工事着工日から工事目的物引渡しの日までとする。
- (4) 工事保険等に必要なる一切の費用は請負者の負担とする。
- (5) 工事保険等は請負者に加えて、財団・設計者・監理者も被保険者とする。また、受注後保険業者を特定する場合は財団と協議し、その指示に従うこと。

11. 安全管理・災害の防止

- (1) 本工事の施工に伴う安全管理、災害及び公害の防止に関し、請負者は建築基準法、労働安全衛生法、騒音規制法、振動規制法、大気汚染防止法その他の

関係法令に従い適切に処置するとともに特に次の事項を厳守すること。

- 1) 第三者に災害を及ぼしてはならない。
- 2) 公害の防止に努めなければならない。
- (2) 請負者は、近隣住民、テナント入居者等の安全を損なうことのないよう、十分な安全管理及び対策を行うこと。
- (3) 災害及び事故が発生した場合は、人命の安全確保を優先するとともに二次災害の防止に努め、その内容を財団に報告すること。
- (4) 請負者は、地震、火災、暴風、豪雨その他不時の災害の際、必要な人員を出動させることが可能な体制を整えておくこと。
- (5) 請負者は、適切な仮囲い、照明その他危険防止設備を設置すること。
- (6) 請負者は、労働者への安全教育を徹底すること。
- (7) 請負者は、警備員を配置し、安全管理に努めること。
- (8) 善良な管理者の注意をもってしても災害または公害の発生の恐れがある場合の処置については、請負者は工事監理者及び財団と協議しなければならない。

12. 環境対応

- (1) 請負者は本工事の施工に関し、自然環境に配慮すること。
 - 1) 環境関連法令を遵守する。
 - 2) 本工事施工に伴い発生する一般廃棄物および産業廃棄物の削減に努める。
 - 3) 本工事施工に伴い発生する有害排出物の発生を抑制することに努める。
 - 4) 工事車両削減に努め、また、工事車両の現場周辺に与える影響を考慮する。
 - 5) 現場およびその周辺の清掃を徹底する。
 - 6) 廃棄物の分別解体、分別収集を徹底し、できる限りリサイクル化を行う。
 - 7) 産業廃棄物の処理においては、マニフェストにより最終処理まで確認する。財団の指示がある場合、マニフェストの写しを速やかに提出する。
 - 8) 本工事施工に伴い有害物質を発見した場合は速やかに適切な処置を行うと共に財団に報告する。
- (2) 請負者は、作業範囲、工事用進入路等を常に整理整頓し、工事中に生じた不用物は速やかに場外搬出し、適正に処理すること。また、作業範囲及びその周辺の清掃、散水等を行うこと。

13. 工事用電力・用水

- (1) 着工から引渡しまでの工事用及び試運転に必要な電力、ガス、水道等は、既

- 存のIMPビルより支給とし、料金は請負者の負担とする。
- (2) 本設の電力引込工事、水道・ガス・排水本管接続工事は本工事に含むこと。

14. 工事完成物の品質確保

次の各項目について、本工事の完成引渡後における不具合の発生を未然に防止するため、請負者の責任において所定の機能・性能・品質を確保する。尚、そのための対処方法、確認方法などについては、実施設計で性能規定を行い、施工品質を確保すること。但し本項は、改修工事範囲内に限るものとする。

(1) 騒音・振動

1) 室内許容騒音

設計図書に記載がある場合はその値以下とする。

2) 屋外（敷地境界線上）許容騒音

許容騒音の規制値以下とする。

3) 騒音・振動の伝搬防止

次の例に留意し、騒音・振動に関わる不具合が発生しないこと。

- ① 上下階室間、隣接室間、異種用途室間の空気伝搬音・固体伝搬音
- ② 屋外から事務室など居室への伝搬音
- ③ 機械室、昇降機、屋上機器、屋外機器、配管ダクト、厨房機器、便所などの設備機器からの空気伝搬音、空調騒音・振動など
- ④ 竪穴、シャフト部分に発生しやすいドラフト現象騒音
- ⑤ 風切り音や雨音などによる騒音

(2) 耐用性

次の例に留意し使用上、美観上有害な変化が発生しないこと。

- 1) 鉄部の錆び、仕上げ材の変色汚れなど（特に外部）
- 2) 仕上げ材の剥離（張付け材、吹付け材、塗材、パネルボード類、耐火被覆材など）
- 3) かびの発生（結露、通気換気、防カビ材）
- 4) ほこり、ふん害の汚れ（外壁、庇、水切り板、バルコニー、ライトシェルフ、防汚材など）

(3) 保守性

次の例に留意し、機器、バルブ、ダンパー、自動扉、シャッターなど全ての作動

装置についてメンテナンスが可能なこと。

- 1) 保守点検に必要な点検口、手すりなど
- 2) リニューアル時への配慮（マシンハッチ、搬出入扉、昇降機、搬出入経路の確保など）
- 3) 機器、材料更新の容易性（外装ガラス、ユニット製品などの交換）

(4) 安全性

次の例に留意し、十分な安全対策を行うこと。

- 1) 防火区画の貫通穴ふさぎ（認定工法による）
- 2) ガラスの割れ、衝突、破損防止
- 3) 防犯、セキュリティーへの対応

(5) 機能性

次の例に留意し、所定の機能が発揮されること。

- 1) 建具などの開閉機能、耐風圧性
- 2) 設備機器、防災設備などの作動
- 3) 照度、換気量、温湿度などの確保

15. 医療機器・什器・備品等の搬入協力

請負者は建物竣工・引渡し前に発生する医療機器・什器・備品等の搬入に関する打ち合わせ、スケジュール等を納品先と行い、調整業務にあたること。

第2 検査・引渡し

1. 完成検査

- (1) 請負者は、改修工事の施工業務を完成した後、速やかに完成通知書を提出し、工事監理者による工事の完成の確認後、完成検査を受けること。
- (2) 完成検査を行う場所及び日時は、請負者からの完成通知書による通知がなされた後、検査員が決定する。検査実施日等は当該通知を受けてから 14 日以内とする。
- (3) 請負者は、検査に合格しなかった場合、直ちに修補して工事監理者の確認を受け検査員の再検査を受けなければならない。

2. 引渡し

- (1) 請負者は、完成検査に合格したときは、財団の指示に従い直ちに工事目的物を引渡さなければならない。

- (2) 引渡しに際し、施設管理者等に機器の取扱い、操作方法等の指導に必要な技術者を派遣し、説明を行なうものとする。同説明内容については「維持メンテナンス計画書」として書面にわかりやすくまとめ、財団に3部提出すること。

3. 引渡し前後の注意

(1) 試運転・建物管理者への引き継ぎ協力

請負者は、遅くとも竣工・引渡しの1か月前から順次、財団及び財団が定める竣工後の建物管理者に対して、建物および諸設備の試運転を行うと共に、取扱い要領を提出し、その説明を行い、竣工後の建物・設備の稼働に支障のないように引き継ぎを行う。

(2) 竣工後の現場対応

請負者は引渡し後6カ月、1年経過時に定期点検を実施する。

4. 法適合検査等

- (1) 請負者は施工業務を完成した後、消防法等の検査が必要な場合は、その検査を受けること。
- (2) (1)に係る一切の費用は請負者の負担による。
- (3) 補助金申請に係る各種報告書作成に協力すること。

5. 登記等に関する作業

請負者は、財団・占有者の事業所税申請、建物登記申請、作成に関し、図面作成・求積・資料作成等を財団の指示に従い、作業を行うとともに、指示に添って行政協議に参加すること。

6. 工事記録写真

請負者は工事監理者が指示する方法にて工事記録写真を撮影し、整理したうえで財団に提出する。

7. 竣工引渡し書類等

請負者は工事竣工届、竣工図（完成図）、保証書、鍵引渡し書（キーシステムズ、鍵リスト、他）、竣工写真、維持メンテナンス計画書、個別工事別取扱い説明書等の竣工引渡し書類等を所定の部数、所定の形式にて作成し、所定の期日までの財団に提出する。

8. その他の注意事項

引渡時には、揮発性化学物質等についての検査を行い、規定値を下回っていることを確認した後、引渡とする。